



江戸川区議会議員

きむらながと

木村長人

区議会レポート

無所属

第18号

発行・連絡先 / 木村長人事務所

〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202

TEL/FAX 03-5675-5690

E-mail knagato@muji.biglobe.ne.jpURL <http://www5f.biglobe.ne.jp/~knagato-gikai/>

昨年同様、今年度も決算特別委員会の委員となり決算審議に参加する機会を得ました。同委員会は8日間にわたり、一般会計から全特別会計の歳入・歳出すべての項目を審議する大型の委員会です。前回の区議会レポートでは、臨場感ある審議のやり取りの内容を初めてそのまま掲載いたしました。そうしたところ、意外にも「おもしろい」「読みやすい」と好意的反応が寄せられました。

なるほど、私のレポートは確かに文字が多く、堅苦しい読み言葉の傾向が強いかもかもしれません（詫）。ですが、ことは政治の真摯な問題であり、面白おかしく語るテーマではあるまいという私の基本的姿勢の現われと、そこは多少ご理解いただきたいと思えます。

さて、前回好評を得た審議のやり取りです。せっかくですから、今回も紙面の許される範囲で試みたいと思えます。前回も記したことでございますが、掲載にあたっては、あえて抄録形式にはせず、実際の審議のやり取りをそのまま再現しております。わずかに手を加えた部分があるとすれば、個人名などの固有名詞の伏字と、そのままではどうしても分かりにくい実際の話し言葉にありがちな「てにをは」や倒置の修正と略語の補足のみです。しかし、そうした補足修正もあえて最小限に留めました。多少の主語と述語の不一致などは、前後の意味が通るかぎりにおいて、手を加えずにそのままにしてあります。

今回掲載する審議のテーマは「文書管理システム」および「情報公開制度」についてです。なお、決算審議ですので、1年前の会計年度つまり2008年度の会計事項を取り扱っております。また、今回掲載しきれなかった審議のやり取りについては、来春発行予定の次回の区議会レポートに引き続き掲載する予定であります。

決算特別委員会レポート / 2009年第3回定例会における決算特別委員会

文書管理システム / 情報公開制度

木村 この総務管理費、執行科目が多いので、私のほうから2点あるんですが、まず一つが文書管

理システムの項目と、それから、情報公開とあります。先に文書管理システムのほうをやり取りさせてください。

まず、平成17年度からこの文書管理のあり方について新しくシステムを導入されました。去年の当委員会でも質問はさせていただいた点もあるんですが、改めて二、三確認をさせていただきたいと思いますが、平成20年度の電子決裁率、19年度が79パーセントだったと思うんですが、今年は75パーセントぐらいになっているかと聞いているんですが、まずその確認と、若干数値が下がっていますが、この評価は単純にはできないと思うんですけれども、その主たる原因というのはどんなふうに分かっているか、ちょっとその点をまずお伺いしたいと思います。

総務課長 電子決裁率でございますけれども、委員から今お話あったように、19年度が79パーセントでございまして、20年度が75パーセントになりまして、おっしゃったとおりで4パーセントぐらい下がっております。その4パーセント下がった理由ですけれども、主幹課のほうにも確認をしてみました。

3年前にこの文書管理システム、スタートしたんですけれども、電子決裁に、とりあえずみんなそれで電子決裁やってみようという形でやってみました。ところが、3年たって20年につきましたは、紙決裁に戻した部分があるというようなことで伺っております。

具体的にどういうものかと申しますと、図面等を添付するような決裁、これはとりわけ図面が複数になりますと、図面を並べて比較しながら決裁をするということになると、あの機械上ではそれだとやりにくい、また見にくいということがあるようでございます。

それとあと、持ち回りで急いで、この文書管理システムはもともと迅速化なんですけれども、より急いでやるというときには、紙決裁でやってしまったほうが早いと。とりわけ人事関係とか教育なんかでもあるんですけれども、そういう部分もございまして。

あともう一つは、複雑重要なもので、それこそフェイス・ツー・フェイスでお話をして決裁をもらって、たくさんの資料がある中でも「ポイントはここだ」というような形でお話をしながらやったほうが好ましいような部分の決裁の類型も出てきました。そういうもの、今申し上げますと、結局電子決裁にふさわしいもの、これが大半です。そうでないものが幾つか出てきたのがわかってきたというような情報が入っております、これが4パーセント下がった、電子決裁率が75パーセントになった理由ではないかと分析を今しているところでございます。

木村 恐らく私も、課長がおっしゃったような形で、この電子決裁に対する数パーセントの下落というのはそういうことが要因になっているだろうと思います。私が補足するというのもおかしな話ですけれども、事務量が絶対的に増えれば、たまたま紙ベースでの処理が多かった場合にはパーセンテージが下がるというような相対的なこともあろうかと思うので、それはこの程度の数値の上下であれば、大きな問題ではないと思います。

ただ、私がここでこの問題を、昨年度もそうだったんですが、取り上げたかったことの原因には、まず、この電子決裁とか文書管理システムというものに対して、まだまだ一般の誤解はすごくあるなというのが私の実感です。

恐らく私がこういう質問をすると、またITの話、情報政策の話というふうにとらえる方もいるかと思うんですが、実はこの文書管理システムとか電子決裁というのは全然そういう話じゃないというのが私の理解です。あくまでも電子決裁の目的というのは、所管で使われているマニュアルにもしつこいぐらいに太字で書いてありますが、あくまで区民への説明責任を果たすための「文書の

管理のシステム」だということで、電子とかシステムという名前がついてしまっているから、どうしても IT の話という理解があるんですが、全くそうじゃないですよ。根拠となっている規則等は、もちろん行政文書管理規則とか、総合文書管理システム運用規定というのは読んで字のごとくなんですけれども、実は根拠となっている条例というのは、情報公開条例なんですよ。だから、この点が、私が職員の方々とお話をしている中でも、まだ管理職の方ももしや、あるいは議会の中にもちょっとまだこの誤解があるんじゃないかと思うんです。

従来、長い間文書管理というのは非常に地味な作業で、所管課の成果を上げるという第一の仕事の二の次、三の次の仕事のような印象というのを、まだ広く庁内では持たれているんじゃないかというのは時々感じます。そういう意味で情報公開条例が整った後、この文書化の仕事というのは非常に重要度が増したと思っているんですよ。

そんな中で、いろいろと苦勞をされている部分もあるんじゃないかと思うんですが、まず職員の、庁内の中で文書管理というものが実はこういう情報公開、要するに紙の、おっしゃったとおり、紙の管理があつて当たり前なんです。土木や都市開発の図面というものをパソコンでいったらやりにくいし、作業にならない、仕事にならないですよ。それから、管理職の方に決裁を求めるときに、当然ポイント説明ってあるし、やはり対面でやるべきものってあるので、これは全くこれでいいと思うんですよ。ただ、決裁をした、いつ、どこで、だれがという記録を電子として残すことで、後々他の部署、あるいは区民からこういうことを確認したいというときに、すぐに出てくるというのがこの文書管理システムだと思います。そういったことの徹底化、普及化を図るために、今どのような形で庁内の研修が行われているのか、その見通しや現状をちょっと教えてください。

総務課長 今、委員のおっしゃったとおりでございまして、この文書管理システムは情報の共有をしようとして、それが情報の公開につながっていくということになるという、その辺の認識をきちんとしなくちゃいけないということで研修をやはり続けております。繰り返し続けていくことが大切だろうと。

確かに、職員の立場からすると、大変恐縮なんですけれども、情報公開がくると、どの文書があるかということで探して、それをお示ししていくということで、ある程度苦勞と言っちゃなんですけれども、これは大切なことなんですけれども、やはりあるということ認識しながら、ただこれが協働という部分についても、まず情報を共有しないとできないんだと。この文書管理システムがそれを可能にするんだということの理解をしてもらうように、とりわけ文書登録ですよ。先ほど委員がおっしゃっていましたが、文書登録をしっかりとすることが、紙で決裁しても文書登録をしてございますので、文書登録件数は増えております。それが一番のポイントではないかというふうに、それが結局情報の共有とか情報公開につながっていくということで、その辺のところを職員にも話をしながら進めております。

木村 情報公開請求が各所管課に出されたときに、その文書のありかを探すのではまず大変ということもあるでしょう。それをおっしゃったとおり可能にするのがこの文書管理システムであり、電子決裁だと思っております。そういう意味では、確かにこれは研修等、意識徹底を図っていくというところに尽きるんだろうと思います。少なくともパソコン上で書類をやりとりして、そこで電子印鑑を押すというような、そういう話じゃないということを広く理解求めていただきたいと思いません。

委員長、続けて情報公開のほう、よろしいですか。

委員長 （どうぞ。）

木村 今の話とももちろん関連するんですが、先日、一般質問の中でたまたま同僚議員から、二人の方が情報公開について質問をされていました。私もその中で区長の御答弁をできるだけ聞き漏らさないように話を聞いておりました。その情報公開の機運が国で99年、私が99年の5月で、ちょうど自分も初当選した前後でよく覚えているんですが、そのときに情報公開法というのが国でできてから、すごくこの機運というのが高まったのかなと思います。

要求資料の中でも、調べていただいた中でも平成16年の開示請求というのが33件、17年が50件で、18年は62件、19年、20年はもう100件以上になっているということで、明らかに、請求した資料の種類はいろいろあると思うんですが、自分の情報に対する請求もあろうし、行政の施策決定過程の関心という請求もあると思います。あるいは、住民の参画意識の高まりとか、いろいろあると思います。

そんな中で、先日の区長の答弁の中で、情報公開の方向性は間違いなく進めるべきだ、極力できるものについてはやる、ケース・バイ・ケースということがあるけれども、批判があれば改めようし、専門家の会議だから非公開だというふうには思っていないというような、そういうようなことをおっしゃっていたんですが、「ケース・バイ・ケース」というところが、ここの各論の部分がいろいろと問題になるところだと思うんですが、改めて、ちょっと重なるところもあるかと思うんですが、その「ケース・バイ・ケース」というのは、区長、どのようにお考えなのか、ちょっと教えていただければと思います。

区長 まさにケース・バイ・ケースでして、そのケースというのは、その場でいろいろな事情が出てくると思うので、これがあらかじめどういうものかということは典型的には整理できるかもわかりませんが、一つひとつ明示するということにはならないというふうに思うので、そのときの関係者、それを主催した者、あるいはそういう一つの意味決定なら意思決定に持っていったところのいわゆる関係者の判断というものがそこに存在するということになると思うので、その判断が、理由はもちろん明示しなければいけないと思うんです、いかなる場合も。それが適正であったかどうかということは、その場でまた皆さん、関係者の判断にゆだねる部分があると思いますが。

だから、それは一方的であってはいけないと思うので、でも、その場で判断をしなければならぬという状況は多々出てくると思うので、一応それによってやると。やるけれども、その批判はまた受けなければいけないという問題を何か残していく、そういうことの中で収れんされていけばいいのではないかと、そういう趣旨でお答えをしたつもりです。

木村 なかなかこの「ケース・バイ・ケース」というのは説明をするのは難しかりょうし、お互いに一致点を見るのも難しいところもあろうかとは思いますが、大枠として区長が、極力時代の流れも考えれば、当然情報公開、区民との情報共有をやっていかなければならないと、そこはずばらしい方向性だと思って、全くそこは一致しているんです。そこまでは一致しているんですが、幾つか例示を出した中で判断が分かれてしまうというのはなぜだろうなというふうに微妙なところを考えていて。何ですかね。

私もちょっとうまく説明ができないんですけども、微妙に区長と私のDNAの配列が違うのかわかりませんが、同僚議員から例示も挙げさせていただきましたが、子ども子育て応援会議、あるいは治水対策検討委員会等は非公開という扱いになっています。特に、後者の治水対策検討委員会なんかは会議も議事録も出してもらえていないという状況になっています。

ただ、特に後者なんかの場合ですと、区のあれは、今年の新年でしたっけ、アンケートでは、防災や防犯が非常に関心の強いテーマでもありました。ましてやこれ、今いろいろと議論されて、陳情も多く出されているスーパー堤防にも一部かかってくるであろうし、そういう意味では関心が非常に高い検討会だと思います。ただこれ、スタートの段階で公開しないことを前提ということで確か招集されたんですか。そこで、もう入り口のところで方向性が分かれてしまったという状況になっていると思います。何でなのかなというところで、それは今区長がおっしゃったとおり、あるいは本会議でお答えになったとおり、いろいろな自由闊達な意見が妨げられてはいけないということをお答えになるんだろうと思うんですけども、治水対策検討委員会のほうに関しては、所管の委員会でも中間の取りまとめが配られました。ここでわずかに内容的な、どういうことが検討されたかというのはもちろんわかります。これは土木部長からも説明いただいて、開催の期日、第1回から、ここで報告いただいたのは第4回まで。内容、こういったことを話し合ったというのは伺いました。ただ、これ以上のことがやはりわからないですし、今、国の各種審議会とか、いろいろな検討委員会、有識者等、あるいは一般の国民から募って委員になっている審議会等の数多くはその場で、開示請求するまでもなく、情報提供制度にのっとってすぐホームページにアップされますよね、一部例外もあるかと思うんですが。

例えば、この治水対策に限らないんですけども、一般論として、検討委員会Aという委員会がありましたと。これは素朴な区民の立場に立ったときですよ。ところが、検討委員会Aは議事録は公開できませんとした場合、じゃあ、一体委員は第1回目の委員会にどの委員が出席しているのか、どこで何を話し合ったのかというのがわからないわけですよ。うがった見方をすれば、ひょっとしたら本当に会場に集まったのかと、持ち回りで会議してしまったんじゃないかとか、そういうふうな疑問を持つ場合もないではないんですよ。これは中間報告で出てきたこれを信頼しないわけではないんですけども、他の会議の場合にもそういうような誤解を生むおそれがあると思うんですよ。

ただ、区の中には非常に情報公開が充実しているものもあって、そっちは私、大変評価をしております。例えば、景観計画策定委員会とか都計審（都市計画審議会）ですよ。これは会議公開で、資料の配付もありますし、議事録も公開されている。それから、介護保険検討委員会、あるいは廃棄物等減量審議会は情報提供されるんですよ、ホームページに議事録がアップされて。だから、一方で、これだけいい情報提供制度が実施されているのに、一部では全く逆のものがある。資料請求させていただいて、諮問機関とか付属機関の公開・非公開の、これはちょっと出してもらって、物によって公開されているもの、公開されていないものいろいろあるんですが、例えば個人情報直接扱った賞罰にかかわるものとか、審査選考にかかわるものが公開されないのは当然だと思います。これはわかるんですが、やはり政策決定をしていく検討会等では、ぜひこれは公開をしていくべきじゃないのかなと思います。

私の話が長くて恐縮なんですけれども、一般的に物の本や事例等を見ると、公開・非公開の分かれ目の議論の多くは、計画途上であるとか、意識決定過程途上の未成熟な情報であるということが一つ。それからもう一つが、自由闊達な意見交換を阻害すること。大抵この二つがすごく典型的な例として挙げられているんですが、私は逆に、未成熟な情報だからこそ住民の反対意見も多少は出るでしょう、ただ、計画決定でそういう反対意見も聞いて議論を高めた上で決定された計画というのは、逆に非常に重いものになるんじゃないのかなという気がするんですが、そこら辺の違いはど

うですかね。

区長 専門家という立場で公的な議論の中に入っていただくというときに、あからさまにしていではないかということは当然言えると思うんですけども、具体的にこの間行われました治水の問題については、新たな大胆な発想を求めたいというようなこともあって、立場のある人がいろいろ来ているんですけども、その人たちは一面で言えば個人的に専門家としての相当な蓄積を持っている人が結構参画している、学者も含めて。同時に、国土交通省とか東京都とか、そういう中で仕事をするという、個人の考えは持っていないながら、でも、組織の中で仕事をしているという立場の人がいるんですね。そうすると、自分の立場で話をするのか、あるいはそれを超えて話をしてもらいかというときには、私たちはむしろ、この江戸川区の治水をダイナミックに、大胆に発言してほしいということを期待すれば、特にその立場にこだわらず、あなたが持っている見識のもとでいろいろ話をしてもらいたいですねと、それを議論として闘わせてほしいですねということになると、公務員としての立場を離れて、自分の技術屋としての所見を話したいという場面も出てくることになるだろうと思うんですね。そういうときに、それはオープンにされちゃったら差しさわりがあるといったことはいろいろあるんですよ、それはね。

今、ハッ場ダムでもそうだと思うんですけども、学者の間でもこれは是としている人もいるし、そうじゃないという人もいるわけですから、国土交通省で仕事をしている人でも疑問を持っている人もいるかもしれません。いろいろなダム建設の中で、自論が入れられないからやめたという人も結構いると思うんですよ。だから、やはりそういうことを乗り越えてダイナミックな発言をしてほしいなと期待すれば、非公開にしておきますからよろしくお願ひしますと。だけれども、区民の皆さんにどうということが論じられているんだということは示さなければいけないから、先ほどのレポートに出しておりますけれども、この人がこれを言ったということにつなげちゃちょっと具合が悪いなという、そういう種類の会合だというふうに私たちは考えていたものですから。

でも、随分いろいろな意見を出してくれましたよ、それは。立場を越えて。だから、そういうものもあるということをお際は理解をしておいていただいて、と思います。

木村 そこが微妙に意見の分かれるところかなという気がいたします。100パーセントわからないわけじゃなくて、一、二パーセントはおっしゃることはわかるんです。一、二パーセントは少ないかもしれませんが。区長がおっしゃっているのは、国土交通省の方とか内閣府の方とか、都の方もこの検討会に入られているのは私も重々承知の上ですし、そういう論もあろうかと思ひます。ちょっとすれ違いの部分はあるんですが。

ちょっと古い話で恐縮なんですけれども、昭和48年の話で、『痛快ワンマン町づくり』の中で詳細に書かれていて、直接情報公開に結びつく話ではないんですけども、たまたま目にして私も読みました。保育ママ制度ができたばかりの前後のときに、まだ議会の中でも反対、賛成といろいろな意見があったと。区民の中も割れていたというときに、広報の中で賛成意見の識者、賛成意見の区民、反対意見の識者、反対意見の区民と、全く同じ紙面の分量で広報の中で扱ったという事例があったそうですね。

賛成意見はあると思うんですが、反対意見を大々的に広報に載せて議論を巻き起こすというのはなかなか、ある意味大胆な発想で、私はこれは、でもいいことだろうと思うんですよ。全区民的に議論を投げかけて、それを経て政策決定する。百人いれば百人意思は違ひますし、2割の賛成、6割どちらでもいい、2割の大反対というのは常にある話で、全体の理解を得るといひるのは、もちろ

ん政策決定する上で大変だと思います。全員の賛成は不可能だと思います。ただ、議論を経ることがマイノリティーになってしまった少数意見を救う手だてだと思うんですね。ただ、その議論を巻き起こすには、情報が公開されていないと議論にならないと思うので、私はできるだけ、一部公開できない会議もあろうかと思いますが、極力方向性として情報公開を徹底していただきたい。それで住民が意思決定に参画していくこの過程というものを保障していただきたいと思います。（今回の掲載はここまで。）

2009年6月の本会議において、私は一般質問を行いました。以下、質問における区長および教育長とのやりとりの抄録です

本会議レポート / 2009年第2回定例会における一般質問

カーシェアリングの取り組みについて / 小中学校における携帯端末をめぐる問題について

<カーシェアリングの取り組みについて>

木村 景気の低迷、環境意識の高まり、原油価格の乱高下などさまざまな要因により、昨今、車離れや自動車市場の縮小が指摘されています。そうした中、従来のレンタカーサービスに加え、平日に車庫で眠っている自家用車を貸したい人と借りたい人をマッチングさせるインターネットサービスや、NPOや専門業者による会員制自動車共同利用いわゆるカーシェアリングなどの新たなサービスが登場しています。中でもここ数年、財布に優しいだけでなく、環境にも優しいとして、エコをうたうビジネス界のみならず自治体からも注目を集めているのがカーシェアリングです。

カーシェアリングは80年代のスイスで始まり、以後、ヨーロッパを中心に発展し、今では世界の20カ国、およそ600近い都市で事業展開されています。それに対し、日本での同事業の普及は、京都議定書目標達成計画において言及された割には、やや遅れている印象があります。ひとつには、国内では道路運送法などにより、カーシェアリングがレンタカー業と同様の法規制を受けてきたことが、普及を阻む一因となってきたとも言われています。しかし、あとに述べますように、2006年の道路運送法の改正によりネックとなってきた諸規制が緩和され、カーシェアリングの推進によって追い風環境が整いつつあります。実際、2008年のカーシェアリング利用人口は前年より倍増するなど、その利用者数は確実に増えています。

2003年、内閣官房都市再生本部が「横浜汐見台団地カーシェアリング」を全国都市再生モデル調査として指定したのを皮切りに、同年、福岡市では環境NGOが中心となり、市と大手電力会社との協力の下、カーシェアリング事業をスタートさせました。また、政府は2004年、「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリング」を推進するための構造改革特区制度、いわゆる「カーシェアリング特区」を創設し、広島県や札幌市でその実施が認定されました。2005年にはカーシェアリング特区制度は全国展開されるという形で発展的に解消され、道路運送法上の規制も緩和され、無人による貸し出し業務が認められたり、また、車の共同使用の許可制度も廃止されました。

さて、こうしたカーシェアリングは一見、従来のレンタカーサービスを想起させますが、いくつかの点で異なります。それは、カーシェアリングが会員制であること、一般に6時間が最低貸し出し時間であるレンタカーとは異なり、15分や30分など短時間の利用が可能であること、インターネットを通じて予約し、無人の貸し出しや管理が可能であること、また多くの場合、低公害車

が採用されていること、などです。何と云っても、カーシェアリングの最大の特徴は環境に優しい点です。カーシェアリングは利用時間や利用距離に応じて課金され、自身の自動車利用料を明確に意識することになります。こうした仕組みにより、利用者は必要な時だけ車を使うようになります。サービス利用者はおのずと車を資産としてとらえる従来の考えから、経費としてとらえる考え方へと発想を転換させることになります。このことは車の総台数を減らし、二酸化炭素やエネルギー消費量の削減、渋滞の緩和、違法駐車や交通事故の軽減などに直接間接に貢献し、自然環境のみならず、社会環境に対しても有効に作用するという点でも注目されています。このように、カーシェアリングはエコノミーとエコロジーの両立を実現させるものと言えます。

日経 BP 社による今年 4 月の調査によれば、事業者の料金体系や車の利用形態による差異はあるものの、マイカーの月間利用時間が概ね 36 時間未満であるならば、車にかかる出費の観点において、カーシェアリングはカーリースやレンタカーよりも得であり、「マイカーから乗り換えるメリットは大きい」ということです。

東京都は道路交通混雑緩和を目指す交通需要マネジメント施策の一環として、2007 年、都営駐車場におけるカーシェアリング事業者の募集を行ないました。続く今年 2 月、カーシェアリングと公共交通とを組み合わせたモデル事業として、大手事業者の協力を得ながら都営地下鉄浅草線の西馬込から押上までの十駅の各駅付近にカーシェアリングステーションを設置する試みを導入しました。また、荒川区では昨年 6 月、カーシェアリングの会員になる際に必要な登録料やカード発行手数料などの初期費用に対し最大五千円を補助する助成制度を開始しています。

今年になってからの注目すべき取り組みとしては、埼玉県川口市の事例が挙げられます。今年 3 月、同市はカーシェアリング利用の導入を開始しました。これは、市がカーシェアリングを展開する市内事業者の会員となり、事業者と協議の上、環境施策推進の立場からカーシェアリングを利用しつつその普及を目指すというものです。カーシェアリングの事業者にとっては平日日中の稼働率が低いため、保有車両を増やしにくいという課題を抱えていました。そこで、日中の車利用の需要のある行政、具体的には、市の図書館や駅近辺の公共施設や環境部が平日の朝から夕方まで合計 4 台の車を借り、夜間および土日はその 4 台は一般会員の利用に回されるという仕組みを事業者との連携で編み出しました。この連携事業は、市にとって決して安くはないハイブリッド車などの低公害車を自ら保有する必要がないというメリットも提供してくれます。事業者は平日の稼働率を高めることができ、また、市は少ない投資で環境施策を推進することができる、いわば両者の思惑が一致した形です。

さて、我が区では 2004 年に「区民、事業者、行政が連携・協働するという新たなパートナーシップのもと」に設立された NPO 法人えどがわエコセンターを一つの軸として環境施策の推進を図っています。また、2008 年から 2012 年までの温室効果ガス削減量を年平均 16 万トンにするという具体的目標を掲げ、「エコタウンえどがわ推進計画」を進め、「日本一のエコタウン」を目指しています。こうした中、カーシェアリングという先進的な考えを施策に反映させていくことは意味のあることと考えます。区が新たなインフラを整備したり、利用システムの開発を行なう必要はありません。既存事業者と連携することで、基本料金、月額使用料程度の出費で施策の実施が可能です。

現在、区内でカーシェアリング事業を手掛ける一社が西葛西、船堀、中央、小岩など区内の主要 8 カ所にステーションを設け、事業展開をしています。既存事業者との協力、連携を図ることで、区自らが会員利用者となってカーシェアリングの推進と環境施策のアピールにつなげるという方

法が考えられます。また、事業者との連携の下、区民の利用促進をうながすというかたちでもよいでしょう。あるいは、カーシェアリングの利用者に対し助成を行なうという側面支援も考えられます。いずれの方法にしても、温室効果ガスの削減を目指すエコタウンエドがわとして一考に価する事業と考えます。今秋、実証実験がスタートするレンタサイクル事業では、初期投資が少なくて済む点の一つのポイントであったと思います。乗り物を地域で共同利用するという点でも共通です。カーシェアリングは事業者との連携により、極めて少ない初期投資で実施することが可能です。渋滞緩和、駐車場不足の解消、二酸化炭素削減による温暖化防止、公共交通利用の促進、低公害車導入の促進などに貢献するカーシェアリングについての検証や支援を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。あわせて、カーシェアリングに対してどのようにお考えであるかもお聞かせ下さい。区長のご所見をお伺いいたします。

区長 カーシェアリングについての御提案と申しましょうか、お考えを聞かせていただきました。区内において今お話のありましたように、一事業者が8カ所で8台を使ってやっているということでございます。一応その利用内容などを確認はさせていただいたのですが、まだよくわからない面がございます。こういうことに対して環境面すべてにわたって、今理論的には非常にすばらしいなというふうに思うのでございますが、実態的にどういうふうにこれが展開されていくだろうかということについては、なかなか想像のつきにくい問題があるような気がいたします。

最近私も、今回御提案しておりますけれども、レンタサイクルもやっているのですが、これと似ているような気もいたしますけれども、これはこれの目的がございまして、これにも成功例や失敗例、いろいろございます。とりあえずは試行という形で入りますけれども、なるべくうまくやりたいと思っております。

このカーシェアリングを普及するということもいいことだと思いますが、どういうふうな形でそれが展開されるだろうかということについては、いろいろ調査研究もしないといけないのではないかとこのように思っております。先進的にやっているというところもあるようですので、そういうところで現実どういう内容としてそれが普及されていくのか、どういう活用をされていくのか、そういうことをもう少し分析してみたいなというふうに思っております。少なくとも助成をして拡大するというようなことをするというのであれば、そういうシステムが社会的にかなりの貢献をする、環境問題もそうでございますが、そういう見きわめがないとなかなかできにくいかなと思います。こういったたぐいの問題は、今お話もありましたように、エコセンターなどでこういうシステムを一応想定しながら、働きかけてみるということも一つの手かなというふうに思います。これについて研究させていただいて、もし非常に何か成果を上げ得るという確認が得られたら、それはそれとして行政も、これは税を使ってでも支援をするということになろうかと思っております。今しばらくは時間をいただく問題になろうかと思っておりますので、今後のテーマとさせていただきます。よろしくどうぞお願いをいたします。

木村 ありがとうございます。丁寧に御答弁いただきましたのは、前回のやりとりを思えば、できないは別として、満額回答をいただいたような勘違いをするぐらいですが（会議場一同、爆笑）、冗談はともかく、ありがとうございます。

本題に戻りまして、最初にカーシェアリングのほうからです。内容については先ほどいろいろと私も話をしました。今日この場で支援とか導入とか話しましたが、確かに行政のほうとして何の試算もしていない段階で、「ああ、やりますよ」という回答が出るとは、私ももちろん思っ

りません。ただ、ちょうど昨日、温暖化、温室効果ガス削減の中期目標が政府で発表され、時宜を得たタイミングでした。江戸川のエコタウンの推進計画、これはかなり立派にまとめられています。ここにもはっきりと書かれていますが、昨年から2012年までの間に、毎年16万トンの二酸化炭素を削減、温室効果ガスを削減していくという目標が示されており、しかも日本一のエコタウンを目指すという壮大な目標を掲げています。やはりこれだけ立派な目標を掲げたからには、きちんとした計画に基づいて実行していくということがすごく大事だと思います。もったいない運動のアイデア募集とか、打ち水とか、緑のカーテンとか、いろいろ取り組まれておりますが、それがかけ声倒れにならないためにも、実行ある取り組みが必要です。カーシェアリングが一番いいなどと私は申し上げるつもりはなくて、諸策ある中のワン・オブ・ゼムですけれども、ぜひ新しいもの、象徴的なエコ政策というものを推進していただきたいと思います。

<小中学校における携帯端末をめぐる問題について>

木村 次に、小中学校における携帯端末をめぐる問題についてです。

昨年の都教育庁のサンプル調査によれば、子どもたちの携帯電話の所持率は都内小学校で38パーセント、中学校で66パーセントとされています。携帯電話は家族との緊急の連絡がとりやすいといった利便性の反面、それが持つメールやブラウザなどの機能により、チェーンメール、特定サイトでの誹謗中傷、有害サイトへのアクセスなど、子どもたちの間に多くの深刻な問題をもたらしてもいます。中でも、2005年ごろから開設され始めたと言われる学校非公式サイトいわゆる「学校裏サイト」では、多くの誹謗中傷や特定の生徒に対する個人攻撃が繰り返され、攻撃を受けた生徒が不登校になったり、ひどい場合には自殺に追い込まれたりするなど非常に深刻な事例が起きており、この問題への対応の必要性はかねてより指摘されています。ここでは、大人が加害者ではなく、不幸なことに、加害者も被害者ともに子どもです。

学校裏サイトは一言で言えば、匿名で設定されるスレッド型の掲示板サイトです。裏サイトは一般にパソコンからではなく携帯端末のみからアクセスでき、しかも正式な学校名などは使われず、子どもたちだけが共有する隠語を使用して開設されることがほとんどであるため、第三者が単純に学校名などから検索することは困難な場合が少なくありません。さらに、そこに書き込まれる誹謗中傷はネット独自の伏字などで記されることも多く、一見、何も問題がないようにさえ見えています。昨年3月の文部科学省の報告書によると、全国で3万8260の学校裏サイトが実際に確認されています。

こうした状況を受け、教育委員会では昨年3月に区内の先生方を対象に、メディアと教育の問題に詳しい専門家による研修会を開催しています。子どもたちに対するリスク回避の教育やメディアリテラシー教育の必要性、保護者がフィルタリングソフトなどをきちんと理解することなどを説くペアレンタル・コントロールの必要性などについて、今後も意識啓発の機会を増やし、子ども・保護者・先生方を対象に有識者によるセーフティ教室や研修会を積極的に実施すべきことは言うまでもありません。

しかし、こうした啓蒙対策を除けば、区の教育委員会としての裏サイトなどに対する具体的かつ直接的な対策はまだ実施されていません。すべてのサイトが悪意に満ちた誹謗中傷で溢れているわけではもちろんありませんが、一部ではこうした子どもたちのネット上でのいじめが放置されたままになっていると考えられます。横浜市は昨年、市内中学校145校を対象に、学校裏サイトについ

て一斉調査をし、現状分析した上で、問題ありと判断した 68 のケースで管理者に削除依頼を行ないました。また、江東区ではこの4月から業務委託による学校裏サイトの監視事業を開始しました。5月までの1ヵ月だけで、すでに「死ね」などといった不適切な書き込み 48 件を見つけ、削除依頼をかけたといいます。裏サイトといった特殊な問題の取り扱いには専門業者の技術と腕が有効であると考えます。以前、話に出されていたサイバーパトロールなど関係機関との連携措置はその後、どのように進んでいるのでしょうか。携帯端末をめぐるこうした問題に対し、教育委員会として直接的な具体策がとられていないのは危惧すべきものと考えます。統一調査の実施や業務委託による監視事業が積極的に実施されるべきと考えます。教育長の考えをお聞かせ下さい。

教育長 今日的な課題であります学校裏サイトをめぐる問題について、二点の御質問でございます。

この学校裏サイトの問題を深刻化させる要因というのは二つあるというふうに考えております。一つは、教員や保護者など外部から非常に見えにくいという点が一点です。それから、こうしたサイトは状況が次から次へと変化を繰り返してしまふと。その二点がこの問題を深刻化させる要因だというふうに思っております。したがってまず実態をきちんと把握することが重要だというふうに思います。そこで、昨年度東京都の調査にかかわってではあります、小中学校 106 校全校を対象にいたしまして、携帯電話利用にかかる生活指導上の対応についての調査というものを実施したところでございます。

それによりますと、携帯電話利用にかかわる生活指導の対応をとった学校、これは小学校では 32 校、153 件、それから中学校では 33 の全校で 178 件ございました。この対応をとった件数のうち、保護者が知らなかった件数というのが、小学校では約半数の 80 件、それから中学校では三分の二に当たります 112 件ございました。またトラブルの内容でございますが、これは複数回答になっておりますが、メールによる悪口であるとか個人攻撃が、小学校では 21 校、中学校では 31 校確認されております。それからチェーンメールを流されたものが、小学校では 21 校、中学校では 20 校。プロフ、いわゆるプロフィールサイトで誹謗、中傷や画像が掲載されたのが、中学校で 26 校。それから今御質問の学校裏サイトで教員や学校への誹謗、中傷があったのが、小学校で 1 校、中学校で 11 校。その他小中合わせて 25 校という状況でございました。こうした状況は年々変化してまいりますので、今年度につきましても調査を実施いたしまして、実態の把握と分析を行う予定でおります。

それからこうした携帯電話利用による危惧すべき状況がある中で、教育委員会といたしましては、先ほど御質問にもございましたように、教員、保護者に実態を知ってもらうことが重要と考えますので、子ども安全対策会議であるとか教員の研修会、それから幼稚園の PTA の研修会等でこの問題に詳しい専門家を呼んで研修を行っているところでございます。さらに各学校におきましてはセーフティ教室を実施しまして、児童、生徒と保護者にトラブル防止について学んでいただく、それから教員と保護者による対策等についての意見交換なども実施してきているところでございます。この携帯電話利用による危険なトラブルについては、まず実態をよく知っていただくことが予防につながるというふうに考えているわけでございます。

それで、御質問にありましたこの学校裏サイト対策として、平成 12 年度に設立されました警視庁のサイバーパトロールと学校の連携による対応を実は考えていたわけではあります、実はこの制度が子どもが考えていたものとはちょっと違ったようでございまして、これは、子どもは警視庁が直接事業をやるというふうに思っておったわけですが、実は警視庁が業務委託をいたしまして、有

料で対応するというようなことをごさいました。したがって、当初想定をしているような形では実行に至っていないのが実情でございます。そういうことで、区内で教員のチェック活動によりまして学校裏サイトが発見された中学もございませす。そこは地元の警察署の協力を得まして、学校裏サイトの悪質性、危険性をテーマにセーフティ教室を実施したところでございます。その結果、一時的ではございませすけれども、書き込みがなくなって、効果があったというふうに聞いております。現在各学校には定期的にこういったものをチェックして、発見された場合には警察と連携をして対応をとるように指導しているところでございますけれども、率直に申し上げて、全体を把握することは困難であります。

そこで御質問にありましたように、業務委託によるサイト監視というようなことを予算をかけまして、そこへ踏み込むというところも出てきているわけであります。この対策でできることというのは、悪質な書き込みの確認、それから削除ということをごさいませす、言ってみれば対症療法ということではないかというふうに思ひます。そういう対応も必要かもしれませすけれども、対応の難しい課題ではあります、より根本的には児童、生徒が学校裏サイトの危険性を知って、悪質な書き込みをすることに対する善悪の判断ができるように指導することが重要だというふうに考えております。したがって、これからは教員、保護者がこの問題の実態と対応策を十分にとれるように、それからまた児童、生徒が規範意識をしっかりと持てるようになり組んでまいりたいというふうに考えております。

木村 業者に委託するしないのところに考え方の違いがありますね。今年も調査を実施するということですが、ぜひ携帯端末の保有率であるとか、フィルタリングソフトがどれぐらいかけられているとか、そういった項目も増やすような形で実施し、幅を広げて現状把握に努めていただきたいと思ひます。この問題は解決していないと思ひますので、これからは対応をお願いしたいと思ひます。（この日は質問の持ち時間がここでなくなってしまい、これ以上の議論ができませんでした。）

木村長人 プロフィール

— 略歴 —

- 1964年（昭和39年）千葉県 生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 東京大学大学院学際情報学府修士課程 修了
- 安田火災海上保険株式会社（現・損保ジャパン）入社
- 米国下院議員タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 江戸川区議会議員（現在、3期目）
- 江戸川区ダンススポーツ連盟 会長
江戸川区空手道連盟 常任顧問
江戸川トライアスロン連合 副会長

— 議会での役職 —

- 生活振興環境委員会 委員
- 行財政改革特別委員会 委員